

信仰共同体における小児陪餐の問題

— 改革派神学の理解を中心に —

伊藤 悟

Reformed Theology Struggling with the Issue of Communion for Baptized Infants

Satoru Itoh

ABSTRACT

In recent years, the traditional Christian churches, either inside and/or outside of this country, are facing the issue of whether baptized children should be admitted as communicants at the Communion. Although the Lutheran church was the earliest denomination which started to struggle with this issue, the issue has been carried over into many other denominations of the Church and become a crisis of the traditional theological understanding.

For baptized children, to attend Communion has not been allowed until confession of their faith in public, for a long time in the church history; it means they have not been recognized as members of the Covenant community, even though they have been baptized. The issue has been hardly thought about until the second half of this century, especially in Protestant churches. Also the contradiction has existed that the public confession of faith, which is not a Sacrament, has been seen as more important than the Baptism, which is a Sacrament.

Such traditional theology is, now, facing the challenge of today's theories of psychology, education, and human development. As a result, each denomination is in great need of a theological examination of the issue of Communion for baptized infants. Focusing on Reformed theology, this paper tries to make the problems clear, by presenting the historical background, the recent grapple reports from the Reformed churches in the United States which grapple with this matter, and the relationship between this issue and today's human development theories.

Reformed theology; Sacrament; baptized children; human development theories.

目次

- I. 序：小児陪餐をめぐる
- II. 歴史的・神学的背景
 - 1. 小児陪餐理解の歴史の変遷
 - 2. 改革派神学のサクラメント理解
 - 3. 米国改革派教会における小児陪餐をめぐるの審議経過
 - 4. 米国における改革・長老派系諸教会の取り組み
- III. 発達理論からの問題提起
 - 1. 子供理解の変化
 - 2. 信仰共同体における経験
 - 3. 発達理論との関わり
- IV. 結び

I. 序：小児陪餐をめぐる

近年、小児陪餐をめぐる様々な議論が国内外でなされているのは周知のとおりである。歴史を通して教会は幾度かにわたってこの問題に取り組んできたが、今世紀に入って早くこの問題を教会における実践的な、しかも早急に解決されなければならないものとして具体的に着手したのはルーテル教会であった。デンマークでは1955年に、アメリカでは1964年に、フィンランドの国教会では1973年に、ドイツでは1977年に、ノルウェーでは1979年に、それぞれのルーテル教会でこの問題に対する公的な取り組みが始まり、発展してきている¹⁾。

しかしながら、この問題はルーテル教会にとどまらず、世界中の教会そして改革派教会においてもぶつからざるを得ない問題となってきた。心理学や教育学が発達するに従って単なる神学上の理解だけでなく、子供が発達していく過程の中で、教会は、またこの小児陪餐の問題はどのように子供に関わっていいのかという、これまでとは違った側面からのアプローチの必要性が出てきたのである。子供とは何か、教会とは何か、つまりキリス

トの身体としての共同体を形成する教会員とはどのように理解されるべきか、そして究極的には小児洗礼の是非までも問わなければならない問題に発展してきているのである。

「イエスに触れていただくために、人々が子供たちを連れて来た。弟子たちはこの人々を叱った。しかし、イエスはこれを見て憤り、弟子たちに言われた。『子供たちをわたしのところに來させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子供のように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに入ることはできない。』そして、子供たちを抱き上げ、手を置いて祝福された。」(マルコによる福音書10・13～16)

II. 歴史的・神学的背景

1. 小児陪餐理解の歴史の変遷²⁾

改革派教会の神学者たちは、上記のイエスの幼児祝福の物語を旧約聖書におけるアブラハムと神の契約(創世記17・7)との関係の

中で理解しようと試みてきた³⁾。子供たちも、信仰の共同体の一員であるということは改革派神学の一つの特徴と言えるものであろう。改革派神学の流れを汲む日本キリスト教会の小児洗礼式の式文でも、神との契約を中心に次のように述べている。

「神はイスラエルの家の子たちを、その契約を継ぐものと呼ばれたように、いまは教会員の子供を両親と同じ神の国を継ぐものとして約束のうちに加えてくださるのであります。小児はまだ信仰を告白するまでになっていませんが、わたしたちは人のわざに先だつ神の選びを信じ、その両親と同じ契約のうちに加えられたものとして、これに洗礼を授け、教会の枝とするのであります。(以下略)」

しかしながら、残念なことに改革派教会の中では、あまりこの問題を大切な課題として捉えてはこなかった。つまり、子供たちも神の契約共同体の一員であるという視点が長いこと軽視されてきたのである。勿論、小児洗礼は教会の伝統に従い保持されてきたものの、日本では大多数の教会においては、洗礼を受けた子供たちは、特別なときを除いては礼拝にも参加せず、ましては聖餐にあずかることは決して多くの教会で行われていることではない。

歴史的には教会における小児陪餐の問題はどのように扱われてきたのであろうか。聖書、使徒時代に関しては小児陪餐および小児洗礼の証拠となるものは何ら存在しないが、初代教会において次第に個人個人の救いだけでなく家族の者と共に救われたいと願う者、子供も一緒に神の契約にあずかりたいと望む者が増え始め、2世紀中頃には各地で小児洗礼が授与されるようになったと伝えられている。

当然、初代教会では小児陪餐も行われ、この伝統は13世紀まで継承された⁴⁾。その最も古い証言は、258年に殉教したキプリアヌスの文書にあり、これには洗礼を受けた子供が聖餐にあずかることは慣習であったと記されている。アウグスチヌスもまた小児陪餐を検討しているし、初代教会時代の礼拝に関して記述された文書も、当時の小児洗礼を受けた子供たちは聖餐にあずかるべきことを記している。ラテン西部地方の教会だけは、第四ラテラノ会議(1215年)以前にも、いっさい小児陪餐を認めなかったが、13世紀までにはその他のほぼすべての西方教会はこれを認めるようになっていった。一方、東方教会では今日に至るまで継続して小児陪餐を認める立場を取り続けている⁵⁾。

13世紀に入ってから、それまで同一に考えられてきた洗礼、堅信礼、陪餐のうち、洗礼と堅信礼が次第に区別して考えるようになってきた。つまり、堅信礼が「福音を証しする力を与える儀式」を意味しはじめたのを契機に、堅信礼が一つの独立した sacrament とされていったのである。また、ミサに関する教義が確立され始め、陪餐自体が非常に崇高なイメージのものへと変化していった。特に、1215年の第四ラテラノ公会議で取り決められた「化体の教義」は、結果として、幼い子供たちの陪餐を困難なものにしていった。すなわち、第四ラテラノ公会議では「識別年齢」が定められ、信仰についての学びののちに、司教の許可のあった者だけに陪餐が許されることになったのである。

宗教改革時代にはルターもカルヴァンも、小児が聖晩餐にあずかることを何ら拒んではない。カルヴァンは洗礼によって聖霊が与えられ、小児洗礼を受けたものはその聖霊の働きの中で信仰に導かれてゆき、信仰告白に至るのだと教えている。「キリストに合うバ

ブテスマを受けたあなたがたは皆キリストを着たのである（ガラテヤ 3・27）⁵⁾。

ただし、カルヴァンは、『キリスト教綱要』の中では、小児陪餐について多く語っているとは言いがたい。しかも、それは小児陪餐に関する教義というよりも、再洗礼派（アナバプテスト）に対する彼の弁護としての主張にすぎない。彼の小児陪餐に関する限られた言及の中で、1539年に出された『キリスト教綱要』（第二版）は次のように述べる。

「バプテスマに関し、主は何ら年齢の区別を設けたまわらない。しかし、聖晩餐は、すべてのものがひとしくあずかるようにと提示されるのではなく、主の御からだと御血とを弁え知り、自己の良心を検討し、主の死を告げ知らせ、その力を考量するにふさわしいものにしか差し出されない。」⁶⁾

ここで問題となってくるのは、自己の良心を検討し得ることのできる者、またその力を考量するにふさわしい者とは、一体何を基準にして計られるべきなのかということである。しかしながら、われわれは彼のもう一つの記述、つまり1543年の『キリスト教綱要』（第三版）において第二版の文章に一文加筆されたという事実を見落とすわけにはいかない。カルヴァンは上記の文章に次のように付け加える。

「これを（子供を聖晩餐にあずからせることを）認めることは、キプリアンやアウグスチヌスらによって分かるように、初代教会では確かによく行われたことであるが、その習慣は次第に取り上げられなくなっていったのである。」⁷⁾

カルヴァンのこの言葉からも、13世紀までは洗礼を受けた小児は陪餐が許されていたことが明らかである。ただ、1215年のラテラノ公会議以後これが修正され、小児洗礼制度、堅信札制度が明確に区別されるようになり、「識別年齢」が定められて、所定の条件が整うまでは小児の陪餐は許されなくなったのである。その後、16世紀以後カルヴァンをはじめ、どの宗教改革者たちも、特にこの問題を深く取り扱うことはしなかった。しかし20世紀に入り聖書神学と人間科学とりわけ人間発達に関する心理学や精神医学などの発展により、新たな神学的課題として各教派内で、またエキュメニカルな問題としても再検討を求められてきたのである。

2. 改革派神学のサクラメント理解

イスラエル民族の中では、過越祭の食べ物は、割礼を受けた者だけがそれを食べることを許されてきた（出エジプト記12・44）。また、新約の時代には、イエスはヨハネからバプテスマを受け、かなりの時の経過の後に聖晩餐が執り行われている。いずれにせよ、教会は常にこの順序、つまり初めに洗礼、次いで聖餐という順序を守ってきたのである⁸⁾。洗い清め、それから養い育てられるという順序は様々なケースに見られることである。赤ん坊が生まれ出ると、母乳（ミルク）を与える前にその身体を洗う。食べること、飲むことはわれわれが生きるために必要なことであるが、その前に身体を洗わなくてはいけない。つまり、きれいになってからでなくては食べることはできないという、ここには一定の順序が存在する。洗礼と聖餐もこれを象徴するもので、カルヴァンも、教会は「生を与える母」であって「その乳房によって子を養育する」と述べている⁹⁾。

カルヴァンは洗礼と聖餐は単に象徴的な意味だけを持っているのではないとするが、この点についてはカトリックとプロテスタントのみならず、プロテスタント内部でも理解の相違があるのは周知のとおりである。特に聖餐におけるキリストの臨在をめぐることは、その見解が教会や神学的伝統によって大きく異なっている。ローマ・カトリック教会では「これはわたしの血である」「これはわたしの肉である」と言ったイエスの言葉を重視し、聖餐のパンとぶどう酒が変化してキリストの肉と血になるという「化体説」を主張する。また、ルター派は、物質的変化はなくとも聖餐のパンとぶどう酒の中にキリストが実在するという、いわゆる「共在説」の立場をとる。信仰者であろうとなかろうと、パンを受ける者はキリストの肉を受け、ぶどう酒を受けるものはキリストの血を受けるとするが、ここにはローマ教会の理解とさして大きな違いはない。これに対してツヴィングリは化体説にも共在説にも反対する「象徴説」の立場を主張した。ツヴィングリはパンもぶどう酒も単にしるしまたは象徴にしすぎず、信ずるものがキリストの死を記念するために行うものとして理解している。一方、カルヴァンはこれらの中間的な立場を主張する。カルヴァンはキリストの実在的な共在を否定して、聖餐は象徴として理解するが、ツヴィングリの象徴説よりもやや深い考えを示している。すなわち、カルヴァンは、聖霊の働きによってキリストが臨在することを強調し、聖餐は神から信ずるものへの刻印であり契約のしるしであると考えるのである¹⁰⁾。 sacramentにあずかること自体が人間のわざではなく神の恵みなのである。

こうしたカルヴァンの sacrament 理解によれば、聖餐は洗礼式と同様に神の恵みを意味するものであり、生まれ出た赤ん坊に愛情

と養育が必要なように、教会における洗礼は、年齢の規定を越えて、聖餐によってフォローアップされねばならない¹¹⁾。こうした sacrament 理解は、聖餐も洗礼もともにキリストを指し示し、われわれがその救いの目的にあずかるためのものとして制定されていくことになる。カルヴァンは sacrament に関して、さらに次のように述べている。

「聖礼典は完全なもののために制定されたのではなく、弱い、また力のない人に信仰と愛とへの熱意を激励し、奮起させ、刺激して、修練するために、さらにまた、信仰と愛の欠陥を矯正するために制定されたものだからである。」¹²⁾

このように改革派神学においては、カルヴァン以来、 sacrament は神の恵みに帰するものと理解し、 sacrament の恵みにあずかることによって信仰者は養育され強められていく。しかも、人々は契約の民として sacrament にあずかるのであって、信仰者はこの恵みによって生かされていくのである。特に、改革派神学では、今日もなお、神の恵みは、まず御言（説教）と sacrament によって具現化されることを強調する。つまり、あらゆる恵みの中でも、御言（説教）と sacrament の恵みは、まさに信仰者を生まれ変わらせ、清め、また養育して、内なる力を与える神の働きとして捉えられているのである。

しかしながら、ここで注意すべきことは、 sacrament や御言が恵みを生産するものではないということである。これが宗教改革以来のプロテスタント神学の大きな特徴でもある。カトリック神学では、 sacrament を恵みの入っている容器として考えるが、これに対しプロテスタント神学では、 sacrament は恵みを受けるための人間の側からの神への

アプローチではなく、神がそれを命じられた、すなわち神の側から人間へのアプローチとして捉える。 sacrament が恵みの容器なのではなく、 sacrament 自体が恵みを意味している、という理解である。そして、信仰者はこの恵みにより生かされるがゆえに、 sacrament は信仰者、教会の生命とされているのである。

これまでの信仰者たちが、キリストが「終わりの日までこのように行いなさい」と言って制定された聖餐の意味を繰り返し聖書から聞き取り直してきたように、われわれもこの時代の中にあって、聖餐が真に生きたものとなるために、常に聖餐の意味を問い続けなければならないだろう。

3. 米国改革派教会における小児陪餐をめぐるの審議経過

次に、近年小児陪餐を認める決議をした米国改革派教会 (Reformed Church in America: 通称 RCA) の審議の経過を見てみることにする。米国改革派教会 (以下 RCA) では16年間の長期にわたりこの問題に関しての議論と研究が繰り返され、1988年の総会 (General Synod) において一応の終結を見ることになった。その内容は、「RCA 各教会の長老、執事 (役員会) に『洗礼を受けている子供を聖餐にあずからせる』ことを奨励する」¹³⁾ というものであった。

RCA において小児陪餐の問題が最初に取り上げられたのは1972年のことであった。1972年の RCA 総会にてアルバニー教区 (ニューヨーク州) から、RCA における小児陪餐の可能性を検討するよう RCA 神学委員会 (Theological Commission) に要請が出された。当時の総会記録は、このことを次の様に記している。

In 1972 the classis of Albany submitted an overture to the General Synod to instruct the Theological Commission to study the possibility of allowing baptized members of the church to partake of the Sacrament of the Lord's Supper before making a public profession of faith.¹⁴⁾

但し、この時点では、「神学委員会では既に小児陪餐に関する神学研究はなされていて、変更されるべきものではない」との結論を出して、小児陪餐の問題を取り扱うことを拒否している。

しかし、この後、1973年の総会において中央ハドソン教区と RCA 諮問委員会より、再び検討要請の文書が提出され、神学委員会はこの問題に着手せざるを得なくなっていった¹⁵⁾。その文書の内容を要約すると次の二点に要点を絞ることができる。まず第一に、イエス・キリストに属しているということによってわれわれは生かされているのであって、これを理解できる子供もまた陪餐にあずかることは契約の民として当然だということ、第二に、信仰の告白を目指した若者たちの教育の見直しが必要であるということ。これら二つの観点から、小児陪餐の検討を要請したのである。但し、総会は第一の点に関しては依然として受け付けられないという態度を示したが、とりあえず第二の観点から検討を進めることにし¹⁶⁾、その後1977年まで委員会にて神学的検討が続けられることになった。

1977年の総会で、神学委員会は、「Baptized Non-Communicants and the Celebration of the Lord's Supper」という一つのレポートを提出した。この内容は、神学委員会のいたって前向きな姿勢を表すもので、

以下の7つの視点が述べられている。

- ①教会の生命としてのバプテスマ
- ②未陪餐会員の意味
- ③教会の生命としての聖餐
- ④子供の陪餐における位置付け
- ⑤信仰の告白としての陪餐に小児会員が
あずかることの聖書学的、神学的裏づけ
- ⑥各教会における小児陪餐を認めるための
指標
- ⑦教会における信徒の訓練、牧会活動、
教会教育への召し

神学委員会ではこのレポートに対する意見を受け付けるなどし、幅広くこの問題と取り組んでいった。その後は、ほぼ毎年の総会で小児陪餐問題が中心課題として議論されることになる。1984年の総会では同委員会より以前の7項目に「歴史神学からのアプローチ」と「発達科学の問題としての捉え方」という2項目が加筆された同題のレポート¹⁷⁾が新たに提出され、積極的に小児陪餐を推進する動きを見せたが、総会決議の結果、このレポートの即時採用は見送られた¹⁸⁾。しかし、1985年、ニューヨーク地方総会において、1986年の総会に向けて「1984年レポート」の再検討を要請する決議をし、同年RCA総会にて再度協議事項として取り上げられることになる。その結果、1988年を最終決議の年と定め、改めて神学委員会に検討が要請されることになったのである。同委員会では1986年の総会までに、すべてのRCA所属教会に対して、各教会ごとに検討をすすめて小児陪餐に関する意見を幅広く徴しようとしたが、結局6教会から返答があっただけで、うち賛成が3、反対が3であった。

そして、ついに1988年総会において神学委

員会より最終レポートが提出され、総会決議でこれを受容することが決められた。この方向付けとして次の4点が確認されている。

- ①1977年、1984年、そしてこの1988年の神学委員会のレポートを教職者、教会役員は前向きに受け入れること。
- ②具体的な資料ができるまでは、1977年、1984年の神学委員会のレポートを基準として教会は積極的に洗礼を受けた子供たちを聖餐にあずからせるよう務めること。
- ③礼拝委員会ならびに教会制度検討委員会は、1989年総会までに②に従って“Liturgy and Psalms” (RCA 式文)、“Worship the Lord” (RCA 編 “Rejoice in the Lord” 所収の礼拝式文)、“Book of Church Order” (RCA 教会規程) の改定案を提出すること。
- ④教育委員会は、適切な小児陪餐の教育プログラム、及び資料、教材作成の準備を進めること。

以上がRCAにおける16年間の小児陪餐をめぐる審議経過である。16年の歳月は非常に長い。勿論、この間、各地で様々な検討や議論が個人レベル、教会レベルでなされ、数多くの論文が発表されたり、RCAが出版している月刊誌等への相当数にのぼる投稿があったのも事実である。これらの様々な立場の考え方を、ジェームズ・クックは、賛成側の主張と反対側の主張とにそれぞれ分けて次のように要約している¹⁹⁾。

小児陪餐賛成派の主張（神学委員会の結論）

- ①われわれが信ずるのは、われわれの信仰の父アブラハムと契約を結んだ神である。

- ②その契約には子供も含まれており、そのしるしとして割礼が施された。
- ③契約の共同体としてそのメンバーは、もう1つの契約のしるし「過越祭」に参加した。
- ④教会というかたちで、今もなおまったく同じ神の契約が継承されている。
- ⑤この契約の共同体では、洗礼というしるしをもってそれを構成する教会員とされる。
- ⑥したがって、契約共同体のメンバーとして子供たちは、もう一つの契約のしるし「聖餐」にもあずかるべきである。

反対派の主張

- ①信仰の継承を洗礼の側面からだけで考えてしまう恐れがある。
- ②小児洗礼を困難にすると同時に小児洗礼の濫用の可能性も出てくる。
- ③聖餐の世俗化は避けるべきである。
- ④陪餐よりも信仰が先にくるべきものである。
- ⑤実際に執行する手続きが、まったく明らかにされていない。
- ⑥今後、子供は何を目指して信仰告白に導かれてくことになるのか。
- ⑦現在行われている教育が意味なきものとなり、子供が教会から離れる危険性も多大にある。

両者共に、それぞれの主張を譲らず、双方真剣にこの大きな問題に取り組んできたことが伺える。まだ数多くの疑問が残されているものの、とりあえず1988年レポートの採択によって、RCAが新たな一歩を踏み出したことに疑いの余地はない。

4. 米国における改革・長老派系諸教会の取り組み

次に、米国における改革派、長老派系のRCA以外の教派は、小児陪餐に関してどのような見解をもってこの問題に取り組んでいるのか、その概略を見てみることにする²⁰⁾。

Christian Reformed Church (CRC)

CRCでは1984年より小児陪餐の是非をめぐる論議が始まっており、1986年と1988年の総会(Synod)にてそれぞれ報告書が提出されている。1988年の報告書は、「信仰者の子供たちはその親と共に契約の中にあるという事実のゆえに聖餐にあずかるべきである」とし、公的信仰の告白以前であってもキリストへの信頼と信仰があり、それを何らかの形で表現できるのであれば、陪餐を認めるというものであった。

しかしながら、総会(1988年)では、これに反対する意見が過半数を越えて否決、聖餐にあずかるのは公の場で信仰の告白をした者に限るという伝統的考え方が強く支持される結果となった。ただし、小児洗礼を受けている子供たちが、より早い時期に信仰を告白できるよう教会が努力することとしている。

Orthodox Presbyterian Church (OPC)

OPC 1988年総会(General Assembly)では、「まだ信仰告白に至っていない教会員でも聖餐にあずからせるべき」との要望レポートと、「小児陪餐は聖書の教えに基づき、またOPCの信仰の告白に従い認められるべきではない」との2種類のレポートが提出され、各教会はこれを研究・検討、1990年の総会でその報告をすることとなった。OPCでは、多くが小児陪餐を認める

考えをもち、すでに実施している教会もいくつか見られる。しかし、OPCの“The Directory for Worship”には、「公的信仰の告白（聖餐にあずかるための伝統的条件）には、教義に関する知識を要す」との規程が盛り込まれており、この規程が子供を聖餐にあずからせようとする動きを事実上妨げている。

Presbyterian Church in America (PCA)

PCAにおいては1987年総会（General Assembly）にて同様に賛成と反対の2つの意見が発表された。だが、そのうち「すべての子供たちに聖餐を受けさせよ」との意見は少数派であり、1988年総会にてこの少数派意見は否決されることになる。しかし、伝統的方法を保持しながら以下の2つの選択枠の中で今後検討していくことが確認されている。

- ①信仰告白と陪餐会員を目指した計画的な小児訓練を強化していく。
- ②より早い時期からの小児会員の信仰告白を認めるようにし、正会員としないまでも告白する子供たちが聖餐にあずかるようにする。

つまり、何の規定もなしにすべての子供を聖餐にあずからせることには反対したが、新たに準会員のような立場をつくり、神への信頼を告白できる子供たちには陪餐を認めようとする考えである。

Presbyterian Church (USA) (PC-USA)

PC-USAはすでに「洗礼を受けたすべての者は聖餐にあずかることの権利を与えられている」としている。但し、これは乳幼児までを含めたすべてに洗礼を受けた者ではなく、聖餐理解のための準備教育と訓練を受けた者に限定されている。

Ⅲ. 発達理論からの問題提起

1. 子供理解の変化

初代教会の歴史の中では大人の洗礼が中心に考えられてきた。その中ではコンスタンチヌスのように死の間際になってから洗礼を受けるものも多くいたが、バプテスマという儀式自体よりも罪が洗い流されるということが重要視されていたことから、子供もまた洗礼を受けるべきだと考えられるようになっていった。アウグスチヌスは、アダムの時から人間は罪に陥り、すべての人間は罪の中で生まれてくるため、幼児もまたすぐに洗礼を受ける必要があると論じた。また、パウロも、キリストの贖罪によって神と人間の関係が回復されることを告げている。ここで問題となってきたのが、幼児が自分の罪をどれほど自覚できるかということである。長い間、その年齢は、神学者たちの間では「6才」が通説とされ、その後、聖餐にあずかることと告悔とによって、神との関係が回復すると捉えられていた。

宗教改革後のプロテスタント教会においてもこの理解は変わらず、人間の墮罪は、2つの sacrament にあずかることによって、ここから回復されると考えられてきた。罪の悔い改めが人間に課せられた最も重要な課題だったのである。改革派教会で古くから使われてきたハイデルベルグ信仰問答の中で「人間の罪と罪責」の項がまず始めにくるのはそのためである。

しかしながら、19世紀以降、Sacrament 理解に少しずつ変化が生じてきている。「悔い改め」に加えて「神の契約の共同体」（信仰共同体）という概念が次第に色濃くなりはじめ、共同体における経験が重要視されるようになってきたのである。つまり、教会論の

変遷に伴って、個人的信仰よりも共同体信仰が指摘されるようになり、したがって、 sacramentも、洗礼は、罪を洗い流すという概念よりも共同体への参与の儀式、聖餐は、キリストの贖罪にあずかるという概念よりも共同体の食事という見方がなされるようになってきている。すなわち、個人的な罪の赦しの問題から、神の契約共同体の形成という問題に教会論自体がパラダイム・シフトをはじめてきたのである。一つに、これは教会の近代化の徴候でもあり、社会観の変化の影響とも言えよう。

共同体における経験の重要性は、キリスト教教育の立場からも主張され、ホーレス・ブッシュネル（1802～1876）をはじめ、近年ではソフィア・カバレッティー、アイリス・カーリー、ジョン・ウエスターホフ、ジャック・シーモア、ドナルド・ミラー、チャールズ・フォスター、トーマス・グルームなどに代表される視点である。

ブッシュネルは、悔い改めの経験だけが契約に結び付くものではなく、キリストに従っていこうとする思いは年齢を問わず持つことができる²¹⁾と述べている。神の愛を肌で感じながら生活し、共同体の中での責任を負っていくのは、知性における神理解に勝るものであって、信仰者の誰もが日々この体験をしていかななくてはならない、という。だとすると、子供もまた子供なりに神を経験することは可能であり、ブッシュネルは、大人がこれを年齢や能力で規定することは困難であるとする。

神の契約の共同体に属するのには大きく分けて二通りある。一つは回心による悔い改め、つまりキリストの愛を知る決定的な出会いの経験によってバプテスマを受け共同体の群れに加わっていくこと。もう一つは共同体の中でキリストの愛を感じながら養育され、共同体

の群れの一員としての自覚を増し、ついにはその共同体における責任を負っていくようになることである。小児陪餐の問題は、特に後者に関するものであり、共同体における経験が重視されなければならない。共同体の中では子供を含めた一人一人がキリストのからだとして受け入れられる必要がある。

2. 信仰共同体における経験

経験を通して学ぶ子供たちにとって、信仰の共同体の中での経験は大きい。まず、その中での存在があること、つまり共同体に属していること、そこで一つの個と認められることには大きな意味がある。「属する」ことによって、そこで「安心感」を感じることができ、神の愛と人々の愛を経験する。乳児ですら母親の乳房をさがし、自分を愛してくれる者の愛情を感じることができ、肉親と他人とを区別していく。人間は、存在価値が他に認められるところから、その社会性は形成されていくと考えられている。信仰の共同体においても同様であり、共同体の中で一つの個と認められることによって生きる場が提供されていく。それは子供にとっての大きな経験としてとらえていかねばならない。エリック・エリクソンは、彼の発達理論の中で、人間成長の第1段階は、基本的信頼関係の形成であるとする。信仰の共同体においても、神との信頼関係、共同体メンバーとの信頼関係を経験しながら子供は養育されていく。つまり、ここでは信頼感と属性の問題は、同一のものとして考えてよいだろう。

ジョン・ウエスターホフは、共同体における経験の重要性を強く主張する。人によっては何か決定的な経験ではなく日常の一つ一つの小さな経験の積み重ねによって多く学ぶ場合がある、と彼は述べる。教会が信仰の共同

体であるならば、そこに集う子供から大人まで一人一人が福音との交わりによって、神の臨在を経験できなくてはならない。ウェスターホフは、教会は信仰の経験を分かちある場でもあることを忘れてはならないと指摘するのである²²⁾。

カトリック教会の幼児教育研究者であるソフィア・カバレッティーも、「子供というのは他の何よりもまず愛を求めている。なぜなら子供自体が愛の宝庫だからである」²³⁾と述べる。また、「愛、信頼関係、それらはキリストに生きる信仰の共同体に与えられた最大の課題であって、われわれは愛と信頼によってキリストを現していかななくてはならない」²⁴⁾とも言っている。カルヴァンの表現を用いるならば、子供たちは信仰共同体の中で「宗教の種」を育てていく、ということになる。逆に、大人の感覚で子供の信仰を測ってしまう危険性を、カバレッティーは次のように述べる。「子供の宗教の世界は大人のそれとは異なっている。子供のように開放的で、しかも平安に満ちたかたちでの神との関係はもはや大人にはない。子供にとってはごく自然のことであっても、大人にとっての宗教的な生活というのは時には苦しみであり、戦いである」²⁵⁾。

さらに、カバレッティーは、子供は経験の中で学ぶ存在であって、信仰共同体においても神の愛と慰めを経験することが大切だと言いつつ、次の四点を指摘している²⁶⁾。

- ①子供の経験というものは、大人にそれをどのようなかたちで応えるかということよりも、むしろ自発的なものでなければならぬ。
- ②経験というものは複雑なものである。感情、感覚、思い、行為などすべてを含む。

- ③経験は文化状況で制限されるものではない。
- ④経験は単に耳や目から入った思い出という独立したものとどまらず、さらに深いものである。

具体的な経験やシンボルによって学ぶ子供たちにとって、礼拝での経験は大きなものである。したがって、子供によっては、大人より聖餐のパンとぶどう酒の聖なる意味を大人とは別の角度から理解している可能性もある。通常、大人は、聖餐において五感（味覚、触覚、聴覚、視覚、臭覚）のすべてを使おうとする。子供もまた、五感を十分に使って世界を広げていくのである²⁷⁾。信仰とは、知的理解力だけではない。当然、物の考え方や感性をも含むものである²⁸⁾。

同様の立場から、アイリス・カーリーは、「神の時間」について述べる²⁹⁾。彼女によると、神は、子供を含む人間一人一人に特別な時間を与え、その人間の最良の「時」に神御自身を現すのであって、これは人間的な時間の概念、年齢の概念を超越するものである。神は、10才の子供が、20才の青年のように振舞うことをはじめから要求してはいない。そして、それは「神の時間」の中での聖霊の働きであるという。

カバレッティーやカーリーらが主張するように、子供の思考構造は大人のそれとは違う。子供は彼らの特徴とニーズを十分考慮されるべきであって、単にもう一人の大人と理解すべきではないのだろう。「大人は子供に何ができるかを考える前に、子供は何ができないのかを考えねばならない」³⁰⁾のである。子供たちが秘めている潜在的宗教意識、すなわち神の経験と霊的な目を大人は随分と壊しているのかもしれない³¹⁾。

聖餐にあずかる者に求められているのは、

イエス・キリストへの信仰はもちろんのこと、陪餐の基本的な意味を理解して契約の群れに属していることの認識である。そして、特に、子供たちがこの認識を持ったり、自分自身の信仰を省みるのは、確かに年齢や精神レベルが影響するところである。しかし、子供は子供なりの方法で神との契約を感じることができるし、子供なりの方法で主に従い、仕えることもできるはず、とするのが、キリスト教教育学の中でも、近年のほぼ一致した見解である。改革派諸教会でよく用いられるハイデルベルグ信仰問答も、真の信仰とは「堅固な認識」だけではなく「心からの信頼」であると述べている³²⁾。すべてが神から出、われわれの信仰も sacrament も神の恵みとして理解しようとする改革派神学の立場に立つなら、当然「子供の信仰は偽物」という認識は論外になり、ここに神学的再検討の必要性が提起されてくるのである。

3. 発達理論との関わり

さらに、今世紀中頃から、ユングやフロイトの研究をもとに、人間の発達理論が発達心理学の見地から展開され、こうした新しい子供理解の裏付けがなされてきている。前述のエリクソンは、人間の精神社会のライフ・サイクルを研究し、心理学界、精神医学界のみならず宗教教育学関係者にも大きな影響を与えることになった。エリクソンは人間の精神社会的発達状況を8段階に分け、人間の精神的発達過程を人間の自然的な成長過程と個人の成育歴および社会的関係の変化との関連で捉えることを試みている。エリクソンによれば、これらの8つの段階は、基本的に人間が成長する上で、変わらずあらわれるという。

こうしたエリクソンの精神社会的人間発達理論に対し、人間の認知発達理論を説いたの

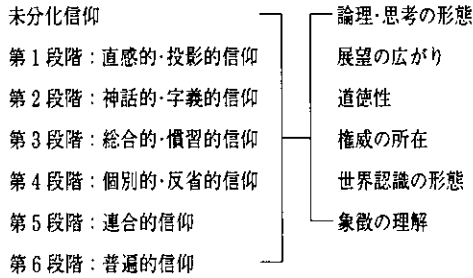
はジーン・ピアジェである。ピアジェによると、人間の知的活動はまず、①実際の具体的な行動場面において、動作の記憶痕跡から発生する行為表象として現れ、②その行為結果から次第に対象の具体的特徴が意識化されはじめて、それと直結した働きが可能になる、③その後、言語を使う働きが浸透するにつれ、言葉で表されるような本質特徴に基づいてはたらきかけたり考えたりする論理的な思考が可能になってくるという³³⁾。ピアジェの理論もまた、宗教教育の中でわれわれがどのようなカリキュラムを組み、どのような教材でアプローチすべきなのかを示唆することになったが、同時にこれは、われわれが小児陪餐の問題を考える上でも重大な焦点となるものである。

ピアジェの理論をアメリカの宗教教育者たちに伝え、それを宗教との関わりの中で再考察したのは英国の心理学者ロナルド・ゴールドマンである。ゴールドマンは子供の宗教観の変化を、前宗教的段階(0~7才)、中宗教的段階(8~12才)、そして宗教的段階(13才~)の3段階に分けた。ただ、「前宗教的段階」「中宗教的段階」という用語は、思春期に入るまでの子供たちの宗教教育を批判するとして、今日あまり使われていない。

しかしながら、教育界や心理学界では、エリクソンやピアジェの理論だけでは満足せず、違った側面からの人間理解の必要性を感じていた。そのさなか(1960年代後半)で彼らが注目したのはコールバーグの道徳発達理論³⁴⁾であった。これによってエリクソンの精神社会的発達理論もピアジェの認知理論も強く肉付けされることになる。

小児陪餐を考える上で近年最も大きな影響を及ぼしているのは、ジェームス・ファウラーの信仰発達段階説である。日本では聖和大学の奥田和宏教授によってこの理論が紹介され

た³⁵⁾。ファウラーは信仰の発展を6つの段階に分け(「未分化信仰」を含むと7つ)、それをそれぞれ6つの構造にまとめて、体系化している³⁶⁾。



ファウラーの理論はゴールドマンのそれと違い、すべてを信仰の段階として捉えているのが特徴である。すべての人間の持つ「宗教的潜在性 (Religious Potential)」に注目し、他の人間発達理論とは違って、年齢で切ることもしていない。つまり、子供は子供なりの信仰があり、他の段階の信仰とは何ら差別しないのである。第1段階から第3段階までは、おおよそ年齢によって分けはするものの、とくに第4段階以上は個人差があるとされる。第4段階で終わる人もあれば第6段階まで至る人もいる。また、決して第6段階に至った人が優れているというわけでもない。ファウラーの信仰理解は、とにかく拘束されがちな「信仰」という概念を壊し、それぞれの信仰のあり方を大切にしようとするものである。

ファウラーはメソジスト教会に所属しているが、彼自身H・リチャード・ニーバーの改革派神学に大きな影響を受けている³⁷⁾。ファウラーは、この理論を通して、人間は環境に左右されるため、幼年期から老年に至るまでの「宗教の種」を育てるトレーニングの重要性を述べている。まさに教会は契約の共同体として、また神の恵みの共同体として、この育てるという責任を任されているのであ

る³⁸⁾。カール・バルトが、教会は Institution ではなく、event であるとしたことは周知のことであるが、同時に教会は、そこに集まった者が共に神の言葉に答えていく場でもある³⁹⁾。キリストの event としての教会での生活経験が、潜在カリキュラムの機能を果たしていくならば、象徴的事象から多くを学ぶ子供たちにとって、とくに聖餐のもつ訓練的側面が意味するところは大きいと言わざるを得ない。子供にとってパンとぶどう酒を手に取り、口にするのは、「信仰の種」を育てるための重要な働きをするものとなる。われわれは、応答的信仰と言ったときに、子供が信仰を通して神の言葉に答えることができるかどうかではなく、子供たちの信仰が神にどう答えるのかを考慮していかなければならないのであろう。

こうした人間発達の理論は、われわれ一人一人が現在どのような位置に立っているのかを知らせてくれるし、また、一つの共同体のなかに多様な人々が存在することを覚えさせてくれるものである。聖書に基づく神の視点から世界の諸現象を見ていこうとするのが神学ならば、われわれは、人間の次元だけで物事を考えることには、危険を感じなければならない。これらの人間発達理論、特にファウラーの信仰発達段階理論は人間そのものや人間相互の関係、共同体における経験の重要性など小児陪餐の問題を考える上で多くの示唆を与える。これらの理論は、神学がさらに小児陪餐の問題と取り組んでいく上で無視できないものとして取り上げられていくことだろう。つまり、今日、小児陪餐の問題は、伝統的神学が、どれほど他の諸学との対話を通してながら独自の位置を確立していくかによっているのである。特に信仰発達に関しては、単なる人間関係や教育心理学として捉えるのではなく、神学的課題の一部として今後取り扱

われるべきであろう。

IV. 結 び

小児陪餐の問題は多角的な検討がされなければならないものであり、単にそれを認めるかどうかの問題ではない。ここでは神の契約の共同体と人間発達の側面を中心に論じてきたが、われわれはこの「契約」と「共同体」の関係をもう一度考え直さねばならない時期にきている。言い換えれば「共同体の神学」たるものを確立していかなければならない。伝統的神学の理解を保持・継承するだけが教会の務めではなく、常に時代の中で生きる教会であることを求めつつ、改革され続けていく必要がある。その中で普遍的真理たるものの何かを問うていくことになる。

これまで、神学と教会における実践的側面があまりにも別ものとして捉えられてきたきらいがある。しかし、もはやそうしたいきかたには、行き詰まりがきていることは誰も否定し得ない。聖餐にあずかることは、他の人々より優位に立つことではない。教会における sacrament の執行は、この社会に対して、神の創造された社会に対しての責任を負っていくわれわれに与えられた「力の源」として改めて理解されねばならない。Sacrament は人間と神との契約のしるしである。そして、契約とは責任を促されることでもある。キリストの肢体となりつづけるために定められたこの契約と責任を人間的次元でとらえてしまうことを、われわれはもう一度反省せねばならない。信仰の合格基準を人間的次元のみ捉えるなら、それは神学的危機をもたらすものである。

人間はそれぞれに能力に違いがあり、だからこそキリスト教会は一つのキリストの体を形成するために召されている。マタイによる

福音書20・1～15にある「ぶどう園の農夫たちの譬え」には、神がすべての者を等しく扱い、人間的な凹凸を平らにしようと欲する様子、すなわち神の人間の常識を越えた救いの力が示されている。改革派神学が sacrament を神の恵みとして理解するなら、恵みの継承者としての子供たちにも神の力が働くことを、われわれは軽視できない。小児陪餐の問題が神学的課題として真剣に取り扱われることは、同時に継承的信仰のかたちを整えることにもなる。その意味で、小児陪餐の神学的再検討は、改革派神学のみならず、今後のキリスト教界全体の働きを大きく促進する契機となり得るだろう。

註

- 1) 上山修平『子どもの神学—教会刷新の手がかり—』（大森講座）、新教出版社、1988年、39頁。
- 2) 小児陪餐の歴史に関しては前掲書のほか、石居正己「小児の陪餐について」、ならびにカール・ガブリエルソン「小児陪餐の問題」（日本ルーテル神学大学『テオロギア・ディアコニア』20号、1986年所収）を参照のこと。
- 3) George Brown, Jr., "Making Room for Children," *Religious Education*, Vol. LXVIII No. 3 May-June 1973, p. 401.
- 4) Donald Bruggink, "The Lord's Supper for All God's Covenant Community," Unpublished Ms, Western Theological Seminary.
- 5) カルヴァン『キリスト教綱要』渡辺信夫訳、4:19:8.
- 6) 前掲書、4:16:30
- 7) 前掲書、4:16:30.
- 8) Cornelius Plantinga, Jr., "A PLACE TO STANID," CRC Publications, 1981,

- pp. 117ff.
- 9) 前掲註5) 書、4: 1.
- 10) Louis Berkhoff, "SUMMARY OF CHRISTIAN DOCTRINE," Eerdmans, 1938, pp. 174ff.
- 11) Reformed Church in America, "GENERAL SYNOD," JUNE, 1977, pp. 297f.
- 12) 前掲註5) 書、4: 17: 42.
- 13) James I. Cook, "Discerning the Body," *The Church Herald*, Sep. 16, 1983, pp. 6f.
- 14) Reformed Church in America, "GENERAL SYNOD," June 1972: 86.
- 15) *ibid*, June 1973: 108.
- 16) *ibid*, June 1973: 193.
- 17) *ibid*, June 1984: 248-255.
- 18) *ibid*, June 1984: 256.
- 19) James I. Cook, "Baptized Non-Communicants at the Lord's Table," Unpublished Ms, Western Theological Seminary.
- 20) James I. Cook, "The Toughest Issue: Why the RCA Said Yes to Baptized Children at the Lord's Supper," *Reformed Worship*, No. 11, CRC Publications, Summer 1989, p. 32.
- 21) Horance Bushnell, "Christian Nutrue," New Haven, CONN: Yale University Press, 1967.
- 22) John H. Westerhoff, "Values for Tomorrow's Children," Boston: Pilgrim Press, 1970, pp. 10ff.
- 23) Sofia Cavalletti, "The Religious Potential of the Child," Paulist Press, 1983, p. 44.
- 24) *ibid*, p. 60.
- 25) *ibid*, p. 47.
- 26) *ibid*, p. 10.
- 27) George Brown, Jr., "Children's Faith," *Reformed Review*, 1985, p. 222.
- 28) *ibid*, p. 216.
- 29) Iris V. Cully, "Christian Child Development," Harper & Row, 1979, pp. 98-100.
- 30) Edward Robinson, "The Original Vision," Seabury Press, 1983, p. 9.
- 31) cf. David Heller, "The Children's God," University of Chicago Press, 1986. George Brown, Jr., "Children's Faith," *Reformed Review*, 1988, pp. 216ff. David Ng and Virginia Thomas, "Children in the Worshiping Community," John Knox Press, 1981.
- 32) 問い21、【ハイデルベルグ信仰問答】竹森満佐一訳、新教出版社、1961年、21-22頁。
- 33) 東 正編【教育心理学要説】川島書店、1982年、21頁。
- 34) コールバーグの道徳発達理論は以下の6段階によって形成されている。
- 第一水準：前慣習的水準
- 第1段階：罰と服従の段階（6~7才）
- 第2段階：個人的、道具的目標と交換の段階（8~9才）
- 第二水準：慣習的水準
- 第3段階：相互対人的期待、関係、準拠の段階（10~15才）
- 第4段階：社会の体系と意識保存の段階（16/17~19/20才）
- 第三水準：後慣習的、原則的支配水準
- 第5段階：根源的正義及び社会契約、福祉の段階（20才~）
- 第6段階：普遍的倫理原則の段階
- 35) 奥田和宏「信仰の発達段階とキリスト教教育—J. W. Fowlerの所論を中心として」(『聖和大学論集』第10号)、1982年。
- 36) cf. James W. Fowler, "Stages of

Faith: The Psychology of Human Development and the Quest for Meaning," Harper & Row, 1981,. Fowler and Sam Keen, "Life Maps: Conversations on the Journey of Faith," Waco, TX: Word, Inc., 1978. George Brown, Jr., "Sponsoring Faith: A Manual for Communicant Education," Reformed Church Press, 1983, pp. 298-307.

37) Richard R. Osmer, "James W. Fowler and the Reformed Tradition: An Exercise in Theological Reflection in Religious Education," *Religious Education*, Vol. 85, No. 1, Winter 1990, p. 59.

38) *ibid*, p. 59.

39) *ibid*, p. 58.